業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月 16 日開催　(資産運用業協会)]

１.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に記載されている。

○　本戦略には、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　資産運用サービスの高度化や家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進、といった施策が盛り込まれている。

○　特に、資産運用業協会に関連する施策として、協会の自主規制規則の適切な見直しをはじめとする政策対応能力の強化等や資産運用会社及び信託銀行の業務効率化・合理化に向けた検討など、資産運用サービスの高度化に向けた施策も盛り込まれている。これらは、資産運用立国の実現に向けた重要な施策であり、資産運用業協会のリーダーシップの下で、各資産運用会社の積極的な御貢献を期待している。

○　これらの施策を含め、本戦略の実行に当たっては、官民が緊密に連携して取り組むことが重要であると考えており、金融庁としては、本戦略のほか、2026 年９月 15 日に公表した「2026 事務年度金融行政方針」に基づき、更に様々な取組を進めたい。このため、資産運用業協会をはじめ資産運用業界にはぜひ御協力をいただきたい。

２．金融庁における組織再編について

○　金融庁では、「資産運用立国」の取組の深化やデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化など、金融行政を取り巻く環境変化にきめ細かく対応していくため、2026 年８月７日に組織再編を行った。

○　具体的には、総合政策局及び監督局を「銀行・証券監督局」及び「資産運用・保険監督局」に再編するとともに、監督総括審議官の下で両監督局が連携しながら監督行政を進めるなど、体制の強化を図っている。

○　金融庁としては、こうした体制強化を通じ、引き続き資産運用業界の健全な発展を後押ししていきたい。また、今後も、資産運用立国の実現に向けて資産運用業協会と緊密に連携していきたい。

３．金融行政方針の公表について

○　2026 年９月 15 日、2026 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。

○　2026 事務年度の金融行政方針は、2026 年７月に「成長投資を促進するための金融戦略」が策定・公表されたばかりであることを踏まえ、金融戦略との記載の重複を避けつつ、補完が必要な項目を中心に作成したものであり、この方針に掲げた施策だけでなく、金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行にも取り組んでいく。

○　金融行政方針を端緒として、課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションにつなげていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念又は御提言があれば、金融庁にお問合せいただきたい。

４．令和９年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度の税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」、「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」、

「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

５．2026 年９月 G20/G7 財務大臣・中央銀行総裁会議における主な議論について

○　2026 年８月 31 日から９月１日にかけて、米国・アシュビルにおいて G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。

・　AI について、G7 では、フロンティア AI の急速な進展への対応について議論が行われた。片山大臣からは、脆弱性への対応に当たっては優先順位の特定が重要であること、多層防御等の基本的なサイバーセキュリティ対策を着実に進めることが重要であること、開発・検証時における安全装置（ガードレール）について早急に議論を深めることが重要であることなどを指摘した。

・　G20 では、議長総括において、金融セクターにおける AI の健全な導入の重要性が強調された。本件について、金融安定理事会（FSB）は 2026 年６月に市中協議報告書を公表しており、組織全体の AI ガバナンスや AI の開発から運用までのライフサイクル管理に適用できる 12 の健全な実務慣行を提示した。今回の G20 議長声明も、市中協議報告書の最終化への期待を明記している。

・　デジタル資産については、ステーブルコインなどデジタル金融のイノベーションが幅広い経済成長を支え、その担い手として民間セクターが重要な役割を果たすとの考え方を示した。同時に、金融安定や AML/CFT を確保し、通貨・決済システムへの信認を維持することの重要性も確認された。

・　「現代化」については、強固で持続的な経済成長を支えるため、金融安定性を確保し、金融システムの強靱性及び効率性を促進することにより、

規制監督上の枠組みの現代化にコミットしていることが確認された。今後、FSB から本論点に関する市中協議報告書が公表される予定である。

・　金融リテラシー及び詐欺対策については以下のとおりとされた。金融リテラシーは家計の健全性やウェルビーイングの基盤と位置付けられた。2026 年春の G20 関連イベントで片山大臣が発信した「全てのライフステージに応じた金融教育」という考え方を反映する形で、高齢者を含むあらゆる世代に向けた金融教育を拡大することの重要性が強調されている。くわえて、金融教育が資産形成等のためだけでなく、デジタル技術の悪用等により急増する詐欺対策の重要な手段であることも強調された。

○　いずれのテーマにおいても、イノベーションによる経済成長の実現と、金融システムの安定の確保の双方を達成することが重要である。これらは相互補完的であるとの認識のもと、今回の G7・G20 で示された方向性も踏まえ、引き続き、各金融機関の意見を聞きながら国際的な議論に貢献していきたい。

６．Japan Global Capital Markets Conference の開催について

○　金融庁は、2026 年 10 月 19 日に「Japan Global Capital Markets Conference」を開催する。

○　本会議は、Japan Weeks の一環としてコアウィーク（2026 年 10 月 26 日～10 月 30 日）の前週に、「資本市場の進化を実現しつつ、いかに信頼を確保するか」をテーマに開催する。資本市場を取り巻く構造変化や技術革新を踏まえ、強靭で信頼性が高く、国際的に魅力のある資本市場の将来像を探るための国際会議である。

○　国内外の証券規制当局、取引所、金融機関、市場参加者等の代表者が集まり、進化する資本市場の信頼性向上、パブリック市場の活性化、プライベート市場の発展とこれに伴う課題への対応について議論を行う。

○　具体的には、AI 等の新技術の活用による市場監督の高度化と市場の公正性確保、流動性や投資家参加の拡大を通じた市場機能の強化、さらに、多様化する資金調達手段や投資機会を支えるプライベート市場の拡大や、それに伴う新たなリスクへの対応についても幅広く取り上げる。

○　本会議には国内外の証券規制当局や市場関係者等が幅広く参加する予定

であり、日本の金融・資本市場の魅力を世界に発信するとともに、国際的な動向の把握やネットワーク形成に資する貴重な場になると考えている。資産運用業協会会員においても、ぜひ積極的に御参加いただきたい。

７．価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、こうした件も踏まえながら、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応していただきたい。

８．認知症サポーター養成の推進等について

○　各金融機関においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「認知症施策推進基本計画」等を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただいた。

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーター含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現の推進に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、2026 年９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

９．第二種金融商品取引業、投資助言・代理業者に対する行政処分について

○　2026 年６月の意見交換会以降、１社に対して行政処分を行っている。

（参考）

ドゥラックアセットマネジメント株式会社（第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）について、検査の結果、金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況等が認められたため、2026 年６月、関東財務局長は同社に対して、登録取消し及び業務改善命令を実施した。

○　金融商品取引業者において、業務の根幹となる規定に違反する事案が生じている点については誠に遺憾であり、資産運用業協会においても、限られたマンパワーの中で、より実効性のある会員監査等を行うなど、会員の法令遵守態勢の構築を進め、法令違反行為の発生防止に御協力いただきたい。

10．資産運用業の健全な発展に向けた資産運用業協会への期待について

○　家計の安定的な資産形成やアセットオーナーの機能向上を支える資産運用業界においては、資産運用立国の取組を更に発展させ、高市内閣が掲げる「強い経済」の実現に向けた成長投資を促進する上での重要なプレーヤーとして、引き続き、資産運用サービスの質の向上や、その原資となる収益基盤の確立に取り組むことが期待される。

○　こうした中、2026 年４月に発足した資産運用業協会においては、2026 年７月に公表された「日本成長戦略」や「成長投資を促進するための金融戦略」に示されているとおり、従来の自主規制機能の強化に加えて、政府への政策提言や自主規制規則の適切な見直しといった政策対応能力の強化、業界の健全な発展やプレゼンス向上に向けた国内外関係者との連携や対外発信の強化等、様々な機能を強化していくことが期待されている。

○　こうした期待に応えていくために、従来の延長線上ではなく、協会としてどのようにあるべきか、どのような機能を強化していくか、そのためにどのような人員・体制の整備が必要か、会長や理事が中心となって、主体的に検討し、業界の健全な発展を牽引する協会を作り上げていっていただきたい。また、各資産運用会社においては、資産運用業協会の機能強化や体制整備のために自社としてどのような貢献が可能かについて、積極的に検討していただきたい。

○　金融庁としても、資産運用立国の取組の深化等に向けて組織再編を行っており、協会の前向きな取組を全面的にサポートするとともに、資産運用立国の実現に向けて、ともに考え、行動するパートナーとして協会と緊密に連携していきたい。

11.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　「成長投資を促進するための金融戦略」が、2026 年７月 21 日に公表された。

○　本戦略では、四つの柱の一つとして「国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備」が掲げられており、その中で資産運用サービスの高度化に関し、以下の内容が盛り込まれている。

- 資産運用業協会の政策対応力の向上や海外関係団体との連携等の取組の後押し
- 大手金融機関グループにおける運用力向上等や日本版 EMP（Emerging Managers Program）の取組状況のフォローアップ
- 資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化に向けた関係業界と連携した検討
- 人的資本投資やインフレ対応の観点での企業年金（DB・企業型 DC）の充実に取り組もうとする企業への金融機関によるサポートの促進
- 金融商品を購入した顧客の属性を検証するための製販間の情報連携に基づく各金融機関の取組状況を含む、適切なプロダクトガバナンスの確立に向けた取組状況のフォローアップ

○　資産運用業協会や各資産運用会社と連携し、これらの取組を推進していく。

12. 2026 事務年度の金融行政方針について

○　金融庁では、2026 年９月 15 日、2026 事務年度の金融行政方針を公表した。

○　資産運用サービスの高度化に向けて、金融庁としては、「成長投資を促進するための金融戦略」に基づき、各種施策を着実に具体化・実行するととも

に、運用力向上や適切なプロダクトガバナンスの確立に向けた取組状況等についてモニタリングを行っていきたい。

○　また、資産運用会社における、拡大・多様化するビジネスを支える適切な業務運営体制や受託者責任を適切に果たすためのガバナンスの確保に向けた取組についても引き続き確認していきたい。

13.「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」について

○　金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業界横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2026 年 7 月 24 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」として公表した。

○　レポートでは、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化、金融グループにおける機関投資家サービスの高度化、企業調査の高度化や生成 AI の利活用、プロダクトガバナンスの高度化、企業型 DC 及び iDeCo の運営環境の改善、PE ファンドの資金調達や投資環境に関する現状と課題などを取り上げている。

○　資産運用業協会に関連する主なポイントは、次のとおりである。

・　資産運用の一層の拡大・多様化が予想される中、資産運用会社は運用力向上に、信託銀行は資産管理業務の高度化に取り組んでいくことが資産運用立国の実現に不可欠である。

・　こうした資産運用業務・資産管理業務の高度化は、資産運用会社や信託銀行の大きな業務変革を伴うため、実務面での検討にとどまらず、業界全体としてどのような姿を目指すかについて、グループや陣営を越えたハイレベルでの検討や意思決定が必要となる。

　このため、各資産運用会社や各金融グループの経営陣においては、望ましいオペレーティング・モデルの在り方について中長期的観点から検討を行い、全社的な視点でコミットしていただきたい。

　その上で、各経営陣の強いリーダーシップと関与の下、資産運用業協会において、信託協会や信託銀行等と緊密に連携し、関係者間での適切な業務分担による業務の効率化・合理化に向けて、建設的かつ精力的に検討を進めていただきたい。その内容について、「成長投資を促進するための金

融戦略」に基づき 2027 年度中に一定の整理を行っていきたい。

・　安定的な資産形成に資する良質な商品を提供するため、各金融機関には引き続きプロダクトガバナンスの高度化に努めていただきたい。いわゆる不芳ファンドへの対応のみならず、商品のライフサイクルを通じて、コストに見合った十分な付加価値等を顧客に提供できるよう、商品組成時の商品設計や組成後の品質管理を適切に行っていただきたい。

○　各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善をしていただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

14. 公募投資信託の流動性リスク管理について

○　FSB や証券監督者国際機構（IOSCO）は、2020 年３月のコロナショックに伴う金融市場の混乱を受け、ノンバンク金融仲介（NBFI）セクターの強靭性の強化に向けた作業を進めてきた。こうした中、2025 年５月、IOSCO は、集団投資スキームの流動性リスク管理に関する勧告及び実施ガイダンスを公表した。

○　我が国においても、資産運用の一層の拡大・多様化に伴い、公募投資信託の流動性リスク管理はより重要となる。勧告等を踏まえ、資産運用業協会における公募投資信託の流動性リスク管理に対応した関係規則の改正と併せて、2026 年９月 16 日、公募投資信託の流動性リスク管理に関して適切な対応を促すための「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

○　各資産運用会社においては、改正内容も踏まえ、ファンドの流動性リスク管理について適切な対応をお願いしたい。

15. 資産運用業大会について

○　2026 年 10 月 26 日、Japan Weeks の一環として、資産運用業協会主催により、「資産運用業大会」が開催されるものと承知している。本大会は、業界関係者が一堂に会し、業界の発展や課題解決に向けて認識を共有し合う大変良

い機会だと考えている。

○　このような機会を通じて、資産運用業界全体が、顧客利益の最優先など、国民の安定的な資産形成に向けた社会的使命を改めて確認するとともに、業界の健全な発展やプレゼンスの向上に向けて、資産運用業協会としてどのような取組が必要かなどについて検討する機会としていただき、業界一丸となって資産運用立国の実現に向けて取り組むことを期待している。

16. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○　2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も報告されており、重要インフラ分野における対策強化の方向性が示された。

○　金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

（参考）

６月 12 日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／IT システムを特定する」について補助文書その１を発出

７月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出

７月 10 日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」及び「⑧優先サービス／IT システムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

17.「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026 年７月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界における IT の複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システムの安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、IT リスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、IT レジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

18.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2026 年７月)」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月)」を公表した。

○　マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会(FATF)第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきており、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっ

ており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

（以上）